熊谷市道路線の認定及び廃止要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市道路線の認定及び廃止について必要な事項を定め、道路の適正な管理と道路網の整備を図ることを目的とする。

（認定条件）

第２条　市道路線として認定する道路は他の法令の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

⑴　起点及び終点が国道、県道及び市道（以下「公道」という。）のいずれかに接続する道路であること

⑵　国道又は県道の廃止に伴い市道として存置する必要のある道路

⑶　道路敷の権原確立のための条件を具備した道路であること

⑷　第３条に掲げる道路形態の条件に原則として適合するもの

２　前項に定めるもののほか、道路管理者が公益上特に市道路線の認定を必要と認めたものについてはこの限りでない。

（道路形態の条件）

第３条　道路形態の条件は、原則として熊谷市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例（平成２５年条例第１５号）によるもののほか、次の各号に定めるものとする。

⑴　道路の有効幅員が４メートル以上であって原則として道路の側溝が整備されているなど適正な排水施設を備えているもの

ただし、公道から公道に接続されたもので査定のうえ真にやむを得ないと認められるものはこの限りでない

⑵　路面の状態が良好であり、道路の交差箇所は通行に支障がない形状であること

⑶　道路占用物件、その他の附属物が道路管理及び交通に支障のないもの

⑷　民地との境界が境界標石等で明確にできるもの

２　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号)、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）又は都市再開発法（昭和４４年法律第３８号）の規定による事業の施行により廃止した道路の残置部分、及び道路敷の付替交換又は道路敷払下げに伴い廃止した道路の残置部分については、前条及び前項の規定にかかわらず路線の認定をすることができる。

（私道を市道に認定する条件）

第４条　私道を市道に認定する条件は、市が第２条及び前条各号によるほか道路敷及びその附属物の権原の取得ができる条件を具備した道路であるものとする。

（路線の認定申請）

第５条　市道路線の認定申請をするときは、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

⑴　認定を申請する場合

ア　市道路線認定申請書（様式第４号）

イ　位置図

ウ　法務局公図の写し

エ　平面図

オ　地積測量図

カ　道路附属物及び占用物件表示図

キ　道路敷となる私有土地調書（様式第７号）

ク　土地登記事項証明

２　第１項に掲げるもののほか、特に必要とするときは、次の各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

⑴　認定すべき道路の構造図

⑵　橋梁に関する調書（様式第１２号）

⑶　関係道路に附属する構造物等の詳細図

⑷　その他、必要と認めるもの

（路線の廃止又は変更）

第６条　路線の廃止又は変更は次の各号の一に該当する場合に限るものとする。

⑴　道路の新設、改良等又は開発行為により不要となる道路

⑵　土地区画整理法、土地改良法等に基づく事業の施行により不要となる道路

⑶　国道及び県道へ移管した道路

⑷　周辺地域における土地利用の変化等により、これを廃止しても公益上支障がないと認められる道路

２　路線の廃止をする場合は原則としてこれに代わる道路を必要とし、代替道路は第２条及び第３条の各号の条件を備えなければならない。

ただし、周囲の道路の状況により代替道路が不要と認められるものについては、同等面積以上で周囲の道路の拡幅等により処理することができる。

（路線の廃止申請等）

第７条　市道路線の廃止又は変更等を申請する場合、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

⑴　廃止を申請する場合

ア　道路敷払下げ申請書（様式第６号）

イ　位置図
ウ　平面図
エ　法務局公図の写し
オ　地積測量図
カ　道路施設又は工作物及び道路の附属物表示調書（様式第８号）
キ　敷地払下げ希望者の取得土地調書（様式第９号）
ク　廃止道路の沿道区域内の土地及び家屋所有者調書（様式第１０号）
ケ　廃道に関する利害関係者の同意書（様式第１１号）
コ　申請人及び申請に同意した者の印鑑登録証明書

⑵　変更等を申請する場合

ア　市道路線の変更及び道路敷交換申請書（様式第５号）
イ　位置図
ウ　平面図
エ　法務局公図の写し
オ　地積測量図
カ　道路附属物及び占用物件表示図
キ　敷地払下げ希望者の取得土地調書（様式第９号）
ク　廃止道路の沿道区域内の土地及び家屋所有者調書（様式第１０号）
ケ　廃道に関する利害関係者の同意書（様式第１１号）
コ　申請人及び申請に同意した者の印鑑登録証明書
サ　新道となる土地は第５条に定める書類

２　第１項に掲げるもののほか、特に必要とするときは、次の各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

⑴　認定すべき道路の構造図
⑵　橋梁に関する調書（様式第１２号）
⑶　関係道路に附属する構造物等の詳細図
⑷　その他必要と認めるもの

（事前協議）

第８条　市道路線の認定、変更、道路敷付替交換及び廃止の申請をする場合は、次の各号に定める書類を提出し事前に協議をしなければならない。

ア　事前協議書（様式第１号～様式第３号）
イ　案内図
ウ　平面図
エ　法務局公図の写し

オ　地積測量図

カ　土地登記事項証明

キ　その他必要と認められるもの

（費用の負担）

第９条　市道路線の認定等の申請に関して必要な費用は申請者の負担とする。

（その他）

第１０条　市長はこの要綱に定めるもののほか、特に必要と認める場合は別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成１７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに、合併前の熊谷市道路線の認定及び廃止要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成２６年８月１９日）

この要綱は、平成２６年８月１９日から施行する。

附　則（令和４年３月２８日）

この要綱は、令和４年３月２８日から施行する。